

平成29年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成29年7月26日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



## 平成29年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年7月26日（水）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 議案第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(公平委員会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の公平委員会の事務の委託について)
- 日程第 8 認定第 1号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第10号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第11号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第15 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 15 一般質問まで

出席議員 (27名)

1番	山本宏一君	2番	西風章世君
3番	黒原章至君	4番	小林弘君
5番	万賀幸雄君	6番	松本隆史君
7番	橘智史君	8番	福田讓君
9番	石脇順治君	10番	山本重信君
11番	田代哲郎君	12番	溝北好一君
13番	伊丹俊也君	14番	所順子君
15番	山家敏宏君	16番	檜原淳奈君
17番	湊正剛君	18番	中西満寿美君
19番	楠山博之君	21番	堀口晴生君
22番	竹本栄次君	23番	小畑貞夫君
24番	溝口耕太郎君	25番	山本明生君
27番	荒尾典男君	30番	久保隆俊君
31番	結城力君		

欠席議員 (4名)

20番	藤田富三君	26番	岡本克敏君
28番	福田忠由君	29番	矢本和久君

説明のための出席者

広域連合長	神 出 政 巳 君	副広域連合長	真 砂 充 敏 君
副広域連合長	中 山 正 隆 君	副広域連合長	小 出 隆 道 君
事務局長	沖 重 樹 君	総務課長	堀 畑 明 秀 君
業務課長	岡 真 次 君	総務課長	畑 野 隆 君
総務課長	山 中 秀 幸 君	業務課長	柴 田 一 人 君
業務課長	森 井 信 行 君	業務課長	宇 津 績 君

事務局職員出席者

書記長	三 栖 隆 成	書記	太 田 真 仁
-----	---------	----	---------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成29年7月26日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員に岩出市の山本重信君、由良町の藤田富三君、御坊市の松本隆史君、有田川町の湊正剛君、紀美野町の田代哲郎君、串本町の結城力君、田辺市の橘智史君、九度山町の伊丹俊也君、橋本市の小林弘君、和歌山市の西風章世君、湯浅町の山家敏宏君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定しています。

日程に先立ち、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可いたします。

○連合長 番外。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 皆様こんにちは。

[「こんにちは」との声]

○連合長 開会のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、本年度、節目の10年を迎えました。現在、国では医療費の増大に対応し、持続可能な医療保険制度を構築するため、さまざまな分野で改革を進めており、後期高齢者医療制度についても、保険料軽減特例や高額医療費制度等の段階的な見直しが示されている处であります。

当広域連合におきましても、被保険者数の増加に伴い、医療費が増大しており、平成29年度の保険給付費については、対前年度比3.4%増となる1,409億円余りを見込んでいます。

このような状況を踏まえ、当広域連合としましては、データヘルス計画に基づき、関係市町村と連携の上、健康診査や生活習慣病の重症化予防などの効果的な保健事業を推進することで、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に努め、制度の更なる安定、ひいては高齢者の方々が安心して医療を受けられる環境の実現に向けて、様々な施策を講じてまいる所存でありますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、平成 28 年度一般会計繰越明許費の報告、専決処分承認のほか、平成 28 年度一般会計及び特別会計決算の認定、平成 29 年度一般会計及び特別会計補正予算、副広域連合長の選任同意等の諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により議長において、11 番、田代哲郎君及び 30 番、久保隆俊君を指名します。

次に、日程第 3 「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成 29 年 7 月 12 日付け、和広第 168 号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付しております。

次に、平成 29 年 2 月 21 日付け、和広監第 12 号、同年 3 月 30 日付け、和広監第 13 号、同年 4 月 27 日付け、和広監第 1 号、同年 5 月 24 日付け、和広監第 2 号、同年 6 月 15 日付け、和広監第 3 号、同年 7 月 19 日付け、和広監第 5 号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告がまいっております。写しはお手元に配付しております。以上でございます。

○議長 暫時休憩します。

[午後 1 時 6 分休憩]

[午後 1 時 7 分再開]

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。議長、山本宏一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、山本宏一君の退席を求めます。

辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成 29 年 7 月 26 日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 山本宏一。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 堀口晴生殿。

○副議長 お諮りします。山本宏一君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、山本宏一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、黒原章至君を指名いたします。お諮りします。ただいま、指名しました黒原章至君を議長の当選人と認めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました黒原章至君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました黒原章至君が議場におられますので、本席から、会議規則第 31 条第 2 項の規定により告知をします。黒原章至君、登壇願います。

○議長 はい。

[議長 黒原章至君 登壇]



○議長 一言ご挨拶を申し上げます。皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選をさせていただきました、海南市の黒原でございます。皆様のご協力を得ながら、責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長 それでは、議長、議長席へお着き願います。

○議長 1番、山本宏一君。

○山本議員 1番。

[山本宏一君 登壇]

○山本議員 議長を退任するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年、8月の定例会におきまして、第11代議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するにあたりまして改めて議員各位に心から厚く御礼申し上げます。

特に2月議会では、大変堀口副議長にご迷惑をおかけしました。あらためて、御礼申し上げます。ありがとうございました。

私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長 報告します。副議長、堀口晴生君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長の辞職について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、堀口晴生君の退席を求めます。

辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成29年7月26日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 堀口晴生。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 黒原章至殿。

○議長 お諮りいたします。堀口晴生君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、堀口晴生君の副議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま副議長が欠員となっております。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に、竹本栄次君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました竹本栄次君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました竹本栄次君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹本栄次君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

竹本栄次君、登壇願います。

〔副議長 竹本栄次君 登壇〕

○副議長　　ただいま、皆様のご推挙をいただき、広域連合議会副議長につくことになりました、みなべ町の竹本栄次です。

議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長　　21番、堀口晴生君。

○堀口議員　はい。

〔堀口晴生君 登壇〕

○堀口議員　副議長を退任するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この一年間、皆様方には大変お世話になりました。心よりお礼を申し上げます。

今後、私も一議員として、全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長　　次に、日程第4、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 あらためまして、諸議案につきまして、概要説明させていただきますが、その前に、お祝いを申し上げます。

先程の正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に海南市の黒原議員、副議長に、みなべ町の竹本議員が就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何卒、宜しく願い申し上げます。

また、昨年8月から議長をお務め頂きました和歌山市の山本議員、副議長をお務め頂きました印南町の堀口議員に対しまして、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力頂きました事に、この場をお借りし、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。変わらぬご厚誼をお願い申し上げます。

それでは、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に、三人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されております。

副広域連合長は、三人のうち田辺市長の真砂充敏氏が、本年5月21日で任期満了となり、現在二人となっておりますので、改めて、真砂充敏氏を、副広域連合長に選任致したく、議会の同意をお願いするものであります。

何卒、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、選任同意されました真砂副広域連合長が、本日の会議に出席します。

真砂副広域連合長から就任挨拶の申し出があります。これを許可します。真砂副広域連合長。

○副広域連合長 議長。

[副広域連合長 真砂充敏君 登壇]

○副広域連合長 田辺市長の真砂でございます。議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜り、誠にありがとうございます。微力ではありますが、神出広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑なる運営に、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆さまにおかれましては、従前と同様に、ご支援、ご協力のほど、お願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第5、報告第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、当局から報告を求めます。

○連合長 番外。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 報告第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は、平成27年度に提起された訴訟が平成29年度中に結審となる見込みとなったことから、訴訟委託料を繰越しすることを報告するものでございます。

以上でございます。

○議長 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

次に、日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第13、議案第11号「平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」までの8件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 承認第1号から、議案第11号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

まずは、承認でございます。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、公平委員会の事務を平成29年4月1日から和歌山県人事委員会へ委託することに伴い関係条例の整備を行うため、平成29年3月23日付けで専決処分したことについて、承認を求めるものでございます。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、公平委員会の事務を平成29年4月1日から和歌山県人事委員会へ委託するため、平成29年3月23日付けで専決処分したことについて、承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号、第2号につきましては、平成28年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、条例改正関係でございます。議案第 8 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について」は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法及び人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 9 号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について」は、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合同規約の変更につきまして、地方自治法第 286 条の第 1 項の規定により、関係自治体であります当広域連合の議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 10 号、議案第 11 号につきましては、平成 29 年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては 4,060 万 1 千円を増額補正し、特別会計におきましては 33 億 9,292 万 5 千円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、議員の皆さまにおかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

[事務局長 沖重樹君 登壇]

○事務局長 それでは補足説明させていただきます。

まず、議案書の 3 ページをお開き願います。承認第 1 号、「専決処分の承認を求めることについて」は、公平委員会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 23 日に専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものでございます。この条例の制定は、公平委員会の事務を平成 29 年 4 月 1 日から和歌山県人事委員会へ委託することに伴い、関係する条例を整備するものであります。関係する 7 条例につきましては、第 1 条から第 7 条までの条立てに整理していますので、よろしくお願いたします。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。第 1 条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正についてでございます。第 2 条総務課の事務分掌中第 9 号「公平委員会に関すること。」を削り、第 10 号を第 9 号とするものでございます。第 2 条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてでございます。第 2 条第 1 号中「、監査委員及び公平委員会」を「及び監査委員」に改めるものでございます。7 ページをお願いします。第 3 条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。第 2 条第 2 号中「、監査委員及び公平委員会」を「及び監査委員」に改めるものでございます。第 4 条関係は、和歌山県後期高齢者医

療広域連合職員定数条例の一部改正についてでございます。第1条中「、監査委員及び公平委員会」を「及び監査委員」に改め、第2条第1項中第5号「公平委員会の事務局の職員2人」を削るものでございます。第5条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。第2条中第3号「公平委員会の委員」を削り、第4号以降を1号ずつ繰り上げ、第5条中「第8号」を「第7号」に改め、別表第3条、第6条関係中、公平委員会委員の項を削るものでございます。9ページをお願いします。第6条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。第4条及び第5条について、公平委員会の事務局が和歌山県人事委員会になることから改正するものでございます。5ページへお戻りください。第7条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の廃止についてでございます。公平委員会の事務を和歌山県人事委員会へ委託することに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会を廃止することから設置条例を廃止するものでございます。附則で、この条例は、29年4月1日から施行するとしてございます。

次に、10ページをお開き願います。承認第2号、「専決処分の承認を求めることについて」は、和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月23日に専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものでございます。公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に係る審査請求に関する審査、職員からの苦情処理などの事務を処理するために設置が必要となっております。そのため、当広域連合におきましても、公平委員会を設置していましたが、今までに案件の発生や職員の事務経験が無いこと、中立性・公平性を確保すること、組織運営の効率化を図ることから、和歌山県人事委員会に事務を委託するもので、広域連合議会2月定例会開催後、和歌山県議会において、和歌山県が委託を受けるための規約の議案が上程、可決されたことから、平成29年3月23日付けで専決処分したものでございます。

次に、認定第1号「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」に関し、一括してご説明させていただきます。なお、地方自治法第233条第3項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第5項の規定による「平成28年度 主要施策の成果等報告書」も併せて提出いたしております。12ページをお開き願います。認定第1号、「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

以下、別添の「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明させていただきます。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額、2億7,013万2,437円でございます。4ページ・5ページ

をお開き願います。歳出におきましては、支出済額 2 億 4,299 万 6,876 円、翌年度繰越額 198 万 8,000 円でございます。翌年度繰越額につきましては、先程ご説明いたしました繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。6 ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、2,713 万 5,561 円でございます。以下、詳細につきましては、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。8 ページ・9 ページをお開き願います。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金、収入済額 1 億 9,751 万 4 千円は、構成 30 市町村からの事務費分賦金でございます。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金 350 万 1,960 円は、平成 28 年度から新たに雇用した保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金として受け入れたものでございます。第 3 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金、収入済額 4,149 円は、財政調整基金の運用に伴う利子収入でございます。第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金につきましては、収入はございません。第 2 項 その他会計繰入金、第 1 目 特別会計繰入金 6,636 万 3,390 円は、特別会計の事務費に係る剰余金を、財政調整基金に積立てるため一般会計に繰入れたものでございます。第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金、収入済額 266 万 7,324 円は、平成 27 年度からの繰越金でございます。第 6 款 諸収入、第 1 項 預金利子、第 1 目 預金利子につきましては、収入はございません。第 2 項 雑入、第 1 目 雑入、収入済額 8 万 1,614 円は、10 ページ・11 ページをお開き願います。嘱託職員 4 名と臨時職員 2 名にかかる雇用保険料の自己負担分 5 万 3,460 円及びその他雑入 2 万 8,154 円の合計でございます。以上の結果、2 億 7,013 万 2,437 円を収入してございます。歳入の説明を終わりました、歳出に移らさせていただきます。12 ページ・13 ページをお開き願います。第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費、支出済額 195 万 3,160 円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費、支出済額 1 億 7,306 万 496 円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。主なものとしましては、第 1 節 報酬 支出済額 960 万 3,539 円、これは、広域連合長報酬、副広域連合長報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬及び療養費等の審査業務に係る嘱託職員報酬に加え、平成 28 年度から新たに雇用した保健師及び療養費適正化専門員の嘱託職員報酬による経費でございます。第 3 節 職員手当等 支出済額 916 万 5,130 円は、構成市町村から派遣された職員にかかる人件費のうち、広域連合が直接負担した分でございます。14 ページ・15 ページをお開き願います。第 13 節 委託料、繰越明許費 198 万 8 千円は、訴訟委託料について、結審が平成 28 年度から平成 29 年度の見込みとなったことに伴い、翌年度に繰り越ししてございます。第 14 節 使用料及び賃借料、支出済額 1,633 万 3,910 円は、職員用の住宅を借り上げました家屋借料、広域連合事務所の借料等でございます。16 ページ・17 ページをお開き願います。第 19 節 負担金補助及び交付金、支出済額 1 億 2,224 万 7,880 円は、当広域連合へ職員を派遣した市町村

に対する人件費の負担金等でございます。第2目 公平委員会費、支出済額3,285円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。第3目 財政調整基金費、支出済額6,776万7,539円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る歳計剰余金、及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積立てしたものでございます。第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費、支出済額3万5,489円は、選挙管理委員会の運営に要した経費で、第2目 広域連合長選挙費、支出済額8,492円は、広域連合長の選挙に要した事務経費で、第3目 広域連合議会議員選挙費、支出済額6,203円は、広域連合議会議員の選挙に要した事務経費でございます。第3項 監査委員費、第1目 監査委員費、支出済額16万2,212円は、監査事務の執行に要した経費でございます。18ページ・19ページをお開き願います。第3款 公債費につきましては、支出はございません。第4款 予備費の充用はございません。以上の結果、合計2億4,299万6,876円を支出し繰越明許費として198万8,000円を翌年度へ繰越ししてございます。22ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。ただいま、ご説明をさせていただきました歳入・歳出及び翌年度への繰越しの結果、実質収支額は2,514万7,561円の黒字となっております。

それでは、議案書の13ページへお戻り願います。議案書の13ページです。認定第2号、「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。以下、別添の「平成28年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明させていただきます。決算書の24ページ・25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,414億6,027万3,447円でございます。26ページ・27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,381億6,651万5,154円でございます。28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、32億9,375万8,293円でございます。以下詳細につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。30ページ・31ページをお開き願います。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金、収入済額225億4,704万8,138円は、構成30市町村からの分賦金でございます。内訳といたしましては、事務費分賦金4億4,077万8,196円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金79億4,431万9,207円は、市町村の公費負担分である療養給付費負担金112億828万5,919円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金29億5,366万4,816円でございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金、収入済額339億7,311万6,279円、第2目 高額医療費負担金、収入済額6億1,266万5,804円は、医療給付費の公費負担分として、国が負担したものでございます。第2項 国庫補助金、第1目 健康診査事業費補助金、収入済額2,088万4千円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目 特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額993万1,464円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同して行う事業への拠出金に対して、国の補助金が交付されたものでございます。第3目



調整交付金、収入済額 132 億 8,586 万 8,040 円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として交付された普通調整交付金 132 億 539 万 5 千円、人間ドック助成等の財源、加えて平成 28 年度から新たに導入された保険者インセンティブとして交付された特別調整交付金 8,047 万 3,040 円をそれぞれ受け入れたものでございます。第 4 目 医療費適正化等推進事業費補助金、収入済額 164 万 2 千円は、後発医薬品の普及、使用促進等の経費に対して交付を受けたものでございます。第 5 目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、収入済額 9 億 3,817 万 9,945 円は、低所得者及び被扶養者への保険料軽減特例措置の財源として交付を受けたものでございます。32 ページ・33 ページをお開き願います。第 6 目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額 56 万円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム整備の経費に対して、国から交付を受けたものでございます。第 3 款 県支出金、第 1 項 県負担金、第 1 目 療養給付費負担金、収入済額 108 億 6,054 万 7,363 円、第 2 目 高額医療費負担金、収入済額 6 億 1,266 万 5,804 円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものでございます。第 4 款 支払基金交付金、第 1 項 支払基金交付金、第 1 目 後期高齢者交付金、収入済額 548 億 8,269 万 7 千円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものでございます。第 5 款 共同事業交付金、第 1 項 共同事業交付金、第 1 目 特別高額医療費共同事業交付金、収入済額 3,771 万 3,695 円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金でございます。第 6 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金、収入済額 2 万 752 円は、後期高齢者医療給付費準備基金の運用に伴う利子収入でございます。

第 7 款 繰入金、第 1 項 繰入金、第 1 目 基金繰入金、収入済額 12 億 4,166 万 5,717 円は、後期高齢者医療給付費準備基金から、前年度の医療給付費国庫負担金等の精算に係る返還金で、平成 28 年度分の保険料上昇抑制財源等として繰入れしてございます。34 ページ・35 ページをお開き願います。第 8 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金、収入済額 21 億 7,210 万 9,360 円は、平成 27 年度からの繰越金でございます。第 9 款 諸収入、第 1 項 延滞金、加算金及び過料 8,146 円は、医療給付費の不正請求に係る加算金でございます。第 2 項 預金利子につきましては、収入はございません。第 3 項 雑入、第 1 目 第三者納付金、収入済額 2 億 2,594 万 2,582 円は、交通事故等、第三者の行為によって生じた医療給付に係る返納金でございます。第 2 目 返納金、収入済額 3,700 万 3,266 円は、医療給付費の請求誤りによる返納金で、第 3 目 雑入 4,092 円は、レセプトの開示請求に係るコピー代等でございます。以上の結果、1,414 億 6,027 万 3,447 円を収入してございます。歳入の説明を終わります。歳出に移らせていただきます。

36 ページ・37 ページをお開き願います。第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費、支出済額 30 億 8,694 万 9,691 円は、被保険者の資格管理や保険料の賦

課及び医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。主なものとしましては、第12節 役務費、支出済額3,847万1,235円は、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料などに要した経費でございます。第13節 委託料、支出済額3億2,984万6,766円は、電算処理システムの運用に係る委託料、レセプト点検等、国保連合会への各種業務の委託料のほか、医療給付支給決定通知等に要した保険者事務執行業務委託料などがございます。第14節 使用料及び賃借料、支出済額5,900万5,980円は、電算機器のリースなどに要した経費で、第23節 償還金利子及び割引料、支出済額26億5,650万1,657円は、国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。38ページ・39ページをお開き願います。第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費、支出済額23万4,700円は、保険料賦課に係る経費でございます。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費、支出済額1,309億4,540万9,026円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用でございます。第2目 療養費、支出済額19億2,417万9,736円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用でございます。第3目 審査支払手数料、支出済額3億1,088万7,105円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料でございます。第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費、支出済額10億8,828万8,063円は、1か月に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第2目 高額介護合算療養費、支出済額1億6,071万8,259円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費、支出済額2億8,509万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った者に対して、定額3万円を支給したものでございます。第4項 その他医療費、第1目 その他医療費、支出済額34万1,394円は、災害により住宅に損害を受けた等の理由により対象となった被保険者に、一部負担金等の減免を行った経費でございます。第3款、第1項、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金 支出済額4,043万4,223円、及び40ページ・41ページをお開き願います。第2目 特別高額医療費共同事業事務費 拠出金8万1,642円は、ともに著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金でございます。第4款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費、支出済額2億4,833万6,323円は、健康診査の実施に要した経費でございます。従来の医科健康診査に加え、平成28年度から新規事業として歯科健康診査を実施したところでございます。主なものとしましては、第12節 役務費、支出済額2,506万4,146円は、健康診査受診券の発送に係る通信費、第13節 委託料 支出済額1億8,697万6,895円は、健康診査実施医療機関への健診委託料及び国保連合会等へのデータ管理委託料でございます。第19節 負担金補助及び交付金、支出済額3,619万3,566円は、市町村が実施した人間ドックの費用に補助したものでございます。第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後

期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額 2 万 752 円は、同基金の運用益を積み立てたものでございます。第 6 款 公債費につきましては、支出はございません。第 7 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金、第 1 目 保険料還付金、支出済額 899 万 5,450 円は、過年度保険料の還付に要した経費でございます。第 2 目 償還金につきましては、支出はございません。第 3 目 還付加算金、支出済額 18 万 5,400 円は、保険料の還付に伴う加算金でございます。42 ページ・43 ページをお開き願います。第 2 項 一般会計繰出金、第 1 目 一般会計繰出金 6,636 万 3,390 円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てするため、一般会計へ繰り出したものでございます。第 8 款 予備費の充用はございません。以上の結果、1,381 億 6,651 万 5,154 円を支出してございます。46 ページをお開き願います。ただ今、ご説明をさせていただきました歳入、歳出の結果、実質収支額は 32 億 9,375 万 8,293 円となっております。48 ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。物品につきましては、平成 28 年度において、電算室入退出管理システム 1 式を取得したことに伴い、平成 28 年度末の現在高は、電子計算機器バッチ処理サーバー 1 式及び療養費画像処理検索システム 1 式と合わせて計 3 点となっております。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の 2 基金を設置してございます。平成 28 年度末の現在高は、財政調整基金が 2 億 3,412 万 5,648 円、後期高齢者医療給付費準備基金が 16 億 9,164 万 3,511 円となっております。決算の説明は、以上でございます。

続きまして、条例関係でございます。議案書の 16 ページをお開き願います。議案第 8 号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法、人事院規則職員の育児休業等の一部が改正されたことに伴い、育児休業等に係る所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。18 ページをお開き願います。第 2 条の 2 は、児童福祉法の改正として行われた「養子縁組里親」の法定化に伴い引用条文、文言を整備するものでございます。次に、人事院規則職員の育児休業等の改正に伴い、第 3 条は、育児休業から一度復職した職員が、再度同じ子どもを対象とした育児休業を取得する条件に、保育所、認定子ども園、家庭的保育事業における保育の利用を希望・申込をしていたけれど、その保育所等に入所できない場合を加えるものでございます。第 4 条は、育児休業の期間の延長をした職員が、再度延長することを可能とする条件に、保育所等の利用を希望・申込をしたけれど、その保育所等に入所できない場合を加えるものでございます。第 10 条は、育児短時間勤務を選択した職員が、1 年以内に再度短時間で勤務することを可能とする条件に、保育所等の利用を希望・申込をしていたけれど、その保育所等に入所できない場合を加えるものでございます。附則で、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

続きまして議案書の 20 ページをお開き願います。議案第 9 号は、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第 286 条 第 1 項の規定により、関係自治体であります当広域連合の議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務につきまして、紀の海広域施設組合より、また、和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務につきまして、有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合より、平成 30 年 4 月 1 日から共同処理したい旨、申出があり、同日から共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。改正規約の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

次に、議案書 28 ページをお開き願います。議案第 10 号「平成 29 年度 一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出それぞれ 4,060 万円 1 千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を 2 億 3,887 万 7 千円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第 1 表「歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により、目ごとに、ご説明いたします。31 ページをお開き願います。歳入でございます。第 4 款 繰入金、第 2 項 その他会計繰入金、第 1 目 特別会計繰入金 1,545 万 5 千円の増額は、特別会計の事務費に係る歳計剰余金のうち、国庫補助金の返還分を除いた金額を財政調整基金へ積み立てするため、一般会計に繰り入れするものでございます。第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 2,514 万 6 千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。32 ページをお開き願います。歳出でございます。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 320 万 8 千円の増額は、広域連合サーバー室のエアコン修繕に伴う需用費 3 万 7 千円、公平委員会事務を県へ委託、地方公会計財務書類作成を外部へ委託することに伴う委託料として 162 万 1 千円、広域連合書庫の追加借用に係る使用料及び賃借料 55 万 4 千円、備品購入費 99 万 6 千円を計上してございます。第 2 目 公平委員会費 4 万 1 千円の減額は、公平委員会事務を県へ委託することに伴うもので、それぞれの予算額を全額減額してございます。第 3 目 財政調整基金費 3,545 万 5 千円の増額は、特別会計からの繰入金 1,545 万 5 千円に加えて、地方財政法第 7 条に基づき、前年度歳計剰余金のうち 2,000 万円を財政調整基金に積み立てするものでございます。第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費は、197 万 9 千円の増額でございます。

続きまして、34 ページをお開き願います。議案第 11 号「平成 29 年度 特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出それぞれ 33 億 9,292 万 5 千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を 1,452 億 1,446 万 8 千円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第 1 表「歳入歳出予算補正」に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により、目ごとに、説明いたします。38 ページをお開

き願います。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金の療養給付費負担金 8,693万8千円の増額は、前年度分の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものでございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第2目 高額医療費負担金 611万3千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る国庫負担金の精算に伴うものでございます。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 高額医療費負担金 611万3千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。39ページをお願いいたします。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 基金繰入金 4千円の増額は、平成29年度補正予算（第1号）計上額のうち保険料に係るものについて、歳入と歳出の端数処理による差額の影響により4千円の歳入不足となることから、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れして調整するものでございます。第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 32億9,375万7千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。40ページをお開き願います。歳出でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 23億7,649万3千円の増額は、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 9億8,492万8千円の増額は、前年度の保険料に係る歳計剰余金から前年度分療養給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金などを除いた金額を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てするものでございます。41ページをお開き願います。第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金 1,333万9千円の増額、及び第3目 還付加算金 271万円の増額は、国から通知のあった保険料算定誤りに伴う過年度分保険料に係る還付金及び還付加算金について、市町村に交付するものでございます。第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金 1,545万5千円の増額は、前年度の事務費に係る歳計剰余金から国庫補助金の返還分を除いた金額を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出すものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

[午後2時15分休憩]

[午後2時30分再開]

○議長 それでは、休憩以前に引き続き会議を開きたいと思っております。ただいま議題となっている8件のうち、まず、日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、認定第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。

それでは、認定第1号「平成28年度一般会計歳入歳出決算」について質疑をいたします。

まず、12ページから13ページにかけて、第2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬として嘱託職員報酬932万9,030円が計上されています。データヘルス計画に基づく保健事業を推進するための保健師1名と、療養費適正化専門員1名とその他嘱託職員の報酬ということで、平成28年の第1回定例会予算質疑で東芝議員の質疑に保健師の役割についてデータヘルス計画に基づく保健事業等を円滑に推進するために、雇用するもので、専門的な立場から医療費等の分析、市町村等との連絡調整等を行う予定で保健師としての専門的な立場から市町村の保健師との協議を考えているという主旨の答弁だったと記憶しています。

そこで、1点目は、各市町村との連絡調整や、医療費等の分析等は、専門職同士の立場で円滑に推進、28年度、円滑に推進されたのかどうかについて質疑いたします。

次に「主要施策の成果等報告書」の13ページです。13ページで②として療養費。これはつまり、柔道整復であったり、はり・きゅう、あんま・マッサージ等の適正化の状況が記載されております。はり・きゅう、あんま・マッサージについては、広域連合で、審査業務を直接実施することで、審査の厳格化を図っていますということですが、療養

費の審査業務で、療養費適正化専門員の人達は、どんな役割を担っているのか。

この2点について質疑いたします。答弁をお願いします。

○議長 はい。当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11番、田代議員のご質疑にお答えいたします。

認定第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、2点ございます。

まず1点目は、各市町村との連絡調整や医療費等の分析などは専門職同士の立場で、円滑に推進されたかどうかのご質疑です。

保健師につきましては、データヘルス計画に基づく保健事業等を円滑に推進するため、特別調整交付金を活用して、平成28年度から雇用したものでございます。

主な日常的な業務につきましては、本広域連合が進めている健康診査や集団健診などの各種保健事業に関する市町村等との連絡調整の他、各市町村からの相談を受けたり技術的な助言を行ったりしています。それに加え、保健師としての専門性を活かし、市町村別の医療費の動向などの分析を行っているところです。また、本広域連合が設置している市町村の保健師などで構成する「保健事業推進協議会」の運営にも参加し、後期高齢者の健康づくりや疾病予防などの保健事業の円滑な推進のための意見交換や情報連携を行っています。これらのことから、保健師としての専門性を活かした円滑な事業運営が行われたものと考えてございます。

次に2点目でございます。療養費の審査業務で療養費適正化専門員はどんな役割を担っているのかのご質疑です。

療養費適正化専門員につきましては、療養費の適正化の取り組みを強化し、継続的なものとするために、平成28年度から雇用したものでございます。

主な業務につきましては、療養費の請求内容やデータ分析に基づき不正請求が疑われる施術所の抽出、抽出した施術所で施術を受けた被保険者やその他関係者からの聞き取り調査、施術所に対する事情聴取、不正請求が確定した後の債権の回収など、療養費の適正化に係る全般的な事務に加え、当該事務に関わる職員に対する技術的な助言を行っています。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。ないですか。はい。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。

私は、紀美野町議会からこの広域連合議会に派遣されている議員ですが、この議会に提案される議案の1つ1つにどのような態度で臨むかということは、それぞれの信念と

判断に任されていると考えまして、反対討論を行います。

お年寄りを 75 歳という年齢で区別し、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視した差別医療制度に私は一貫して、我が党も反対していますし、私も一貫して反対し、その廃止を求めてきました。そうした理由から、問題なく一般会計が執行されていたとしても、決算の認定に賛成することはできません。

決算に不都合があるということではなく、制度に反対して活動を繰り広げている立場から平成 28 年度当初予算にも反対しましたので、この決算認定に反対いたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。他に討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、認定第 1 号を採決いたします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、ありがとうございます。起立多数であります。よって、認定第 1 号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 9、認定第 2 号「平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11 番。

○議長 はい。

○田代議員 それでは、認定第 2 号について質疑をいたします。

まず、歳出の 1 款 総務費、決算書の 36、37 です。提出します歳出部門では、保健事業費第 4 款、ページ 40、41 ページでしか通告はしてないようです。ちょっと勘違いしました。

○議長 暫時、休憩いたします。

[午後 2 時 44 分休憩]

[午後 2 時 46 分再開]

○議長 はい、休憩以前に引き続き会議を開きたいと思います。田代哲郎君、質疑を行ってください。質問です。

○田代議員 あらためて、4 款保健事業費、40、41 ページです。1 項 健康保持増進事業費、1 目 保険審査費、予算現額が 2 億 9,880 万 9 千円、支出済額が、2 億 4,833 万 6,323 円、不用額 5,047 万 2,677 円です。「主要施策の成果報告書」の 4 ページで、歳出款別の状況が載っていますが、保健事業費の執行率は 83.11%です。これは、平成 27 年度の執行率が 78.64%でしたので、それよりはあがってるんですが、款ごとでは最も低い執行率です。



13 節 委託料、予算現額 2 億 3,200 万 9 千円に対して、支出総額は、1 億 8,697 万 6,895 円、不用額が 4,503 万 2,105 円となっています。平成 27 年度は 5,397 万 6,417 円でしたから、それよりは不用額が減ってはいますが、4,500 万近い不用額が計上されています。中でも、健康診査委託料予算額 2 億 878 万 5 千円、支出総額 1 億 6,780 万 3,101 円は、不用額で、4,098 万 1,899 円と、予算現額が 19.62%の不用額となっています。

健康診査委託、そこで健康診査委託料での 20%近い不用額計上についての説明を求めます。以上です。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11 番、田代議員のご質疑にお答えいたします。

認定第 2 号「平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」、健康診査委託料での 20%近い不用額計上についてのご質疑です。

健康診査委託料の内容につきましては、従来から実施しています医科健康診査と平成 28 年度から新たに実施しました歯科健康診査の委託料でございます。

平成 28 年度の医科・歯科健康診査に係る委託料の算定につきましては、平成 27 年度に策定しましたデータヘルス計画の成果目標を基に計上したものでございます。

この成果目標により、平成 28 年度当初予算編成において、医科健康診査は、21,453 人の受診者を見込み予算額を 1 億 8,750 万円計上、歯科健康診査は、4,950 人の受診者を見込み予算額を 2,128 万 5 千円計上したものでございます。

実績につきましては、医科健康診査は、前年度より約 600 人多い 17,637 人の方に受診していただき、歯科健康診査は、3,026 人の方に受診していただきましたが、想定していた人数には届かなかったため、4,098 万 1,899 円の不用額が生じたものでございます。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

○田代議員 はい。

○議長 はい、11 番、田代哲郎君。

○田代議員 データヘルス計画の保健事業の推進では、まず、健康診査が挙げられていますが、データヘルス計画でみると、受診率が高いということが、そのまま一人あたりの医療費が健康増進に結びつくかということ、そうばかりもいかないという部分があります。平成 25 年 26 年のデータでは、一人あたりの医療費が県平均 85%以下となっている市町村の受診率は 2 割にも達していません。何が言いたいかと言いますと、75 歳以上の健診のあり方というか健診はどうあるべきかということを明確にすべきではないかという、これは、現場の保健師たちからもそういう声があります。ただ、国民健康保険の特定健診と同じような健診を 75 歳以上場合も同じように続けていくというところに問題があるのではないかという、だから、健診の内容そのものを例えば後期高齢者の場

合、栄養の障害とかもありますので、例えば、アルブミンなどを組み込むとかそういうことも含めて、やはり健診のあり方内容とかあり方そのものを見直した方がいいのではないかという意見もありますので、そういうことについても検討される考えがあるのかどうか答弁をお願いします。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 はい、議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 11 番、田代議員の再質疑にお答えいたします。

75 歳以上の後期高齢者の健康診査のあり方について、栄養、アルブミン等、検査項目を考え直したら良いと思うが、どのように考えるかのご質疑です。

現在本広域連合で実施しております健康診査につきましては、国の補助金交付要綱に定められた健診項目に合わせて基本項目及び医師が必要と判断した場合に行う追加項目に基づき実施しています。

議員ご提案の栄養・アルブミン等、健診項目につきましては、現在のところ補助金交付要綱の補助対象外となっていることから、国からの補助が受けられず、保険料に保険料を充てることとなるため、実施は困難であると考えております。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。いいですか。はい。

○議長 次に、18 番、中西満寿美君。

○中西議員 18 番。

○議長 はい。

○中西議員 はい、18 番です。通告にもとづいて質問をさせていただきます。

認定第 2 号「平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合の特別会計歳入歳出決算認定について」、2 点質問します。

1 つは、36 ページ 37 ページの一般管理費の 13 節の委託料についてと、それからもう 1 つは、40・41 ページの健康診査費、今、田代議員が質問されましたが、別の観点から、質問をさせていただきます。

歳出の 9 割以上占める保険給付費は年々増加している。平成 28 年度 0.84% 増加、前年度と比較すれば、少しの伸びでとどまっているが、かぎりある財源の有効活用と規律ある財政運営についていっそうの努力が求められる。これは決算審査意見書の 18 ページ特別会計の審査意見で、監査委員からこういうふうな意見がなされております。やはり被保険者が増える中で、9 割以上占めるその保険給付費をこのなんとかしていかなあかんというご意見だったと思います。

「主要施策の成果等報告書」の 7 ページを見ますと、一人あたりの医療給付費は 27 年度に比べて、約 1 万円、28 年度は減っているんで、少しは、あのいろいろ行われている医療給付費を抑えるための様々な施策が充実されてきたんじゃないかなあと思うんですけども、私ごとですが、昨年後期高齢者になりまして、そして後期高齢者にな

りますと、例えば人間ドックの申込書とか集団健診の申込書、あるいは、歯科の無料健診の申込書、それから保険料のお知らせについてパンフレットも送られてきたんですが、パンフレットを例にとりましても、前は非常に小さくて読みにくかったんですけど、大きな字で読みやすいようにこう改善をされている。集団健診も 600 円だったんですけど、これは無料になっているとか様々な、歯科も 28 年度から初めて始められたわけですから、こういうふうに様々な施策が行われているということで、そういう事がいいんで、いい結果を生んでいるのではないかなあとは思いますが、そこでまず 1 点目の質問ですが、36・37 ページの 13 節の委託料について、これについては、3 つ質問します。

1 つは、レセプト点検委託料について、主要施策の成果報告書の 13 ページにレセプト点検の効果が示されておりますが、レセプト点検についてももう少し詳しい説明をお願いします。

2 つ目は、後発医療品利用差額通知委託料、これは、「主要施策の等の成果表成果報告書」の 14 ページに出ておりますが、27 年度の決算と比べて、28 年度 60 万 8,592 円と、少し減ってるんですがそれはどういう理由であるかということ。

3 つ目が重複頻回受診者訪問委託料 24 万 5,500 円、これは予算額 98 万 2 千円となっているんです。「成果報告書」の 14 ページには委託市町村の数が 5 となっておりますが、受託する市町村が増えていないんですが、それはいったいどういう理由なのかということ。

これを 13 節の委託料について、今申し上げました 3 つの点を質問をします。

それから 2 点目は、40 から 41 ページの先程田代議員も質問されましたが、保健審査費のところ、これも 13 節の委託料でこの保健審査費の先程も不用額が非常に多いということでしたが、特にその中で歯科の健診の不用額がどうなっているかということ、これは全体として出ておりますので歯科についてお願いします。

それから 2 つ目は 19 節の負担金補助及び交付金でドック健診事業の補助金の不用額についてこれも、「主要施策の成果等報告書」の 12 ページで補助市町村数は 20 と増えていないんですが、この点についてもよろしくをお願いします。

○議長 はい。暫時、休憩いたします。

[午後 3 時 1 分休憩]

[午後 3 時 4 分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。  
当局より、答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局、沖重樹君。

○事務局長 18 番、中西議員のご質疑にお答えします。

認定第 2 号「平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出の決算

の認定について」とございます。

レセプト点検、まず1点目、レセプト点検委託料、13節の委託料につきましては、医科・歯科・調剤、横覧点検、縦覧点検、突合点検を国保連合会へ委託し、柔道整復療養費支給申請書の内容点検、縦覧点検、疑義申請書の抽出を株式会社メディブレーンへ委託しております。

後発医薬品利用通知差額委託料の差額につきましては、これは差額通知の対象者が減少したことによるものでございます。

つづきまして、歯科健康診査の不用額についてでございます。これに関しては、医科健康診査は平成27年度に策定しましたデータヘルス計画の成果目標値により、医科健康診査の予算額1億8,750万円、歯科健康診査の予算額2,128万5千円を計上したものでございます。

実施につきましては、想定していた人数に届かなかったため、医科、歯科健康診査については826万300円の不用額が生じたものでございます。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。はい、18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい、あの今ちょっと答弁漏れがあったように思うんですけども、ちょっと私がずらずら言うて悪かったんですが、あの重複頻回受診者の訪問委託料についての説明と、それから、ドッグの健診事業の補助金の不用額についてのご答弁がなかったように思いますので、もう一度再質問ではありませんが、お願いします。

○議長 わかりました。答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 18番中西議員のご質疑にお答えします。

重複・頻回受診訪問委託料につきましては、広域連合が実施主体となって、重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導業務を市町村に委託している事業でございます。委託先につきましては、岩出市、美浜町、由良町、印南町、太地町の5市町でございます。

もう1つですけども、ドッグ健診事業補助金の不用額につきましては、ドッグ健診事業補助金は、市町村が実施しております人間ドッグ・脳ドッグ事業に対して、広域連合が交付した補助金でございます。予算額につきましては、当初予算において3,500万円を計上しておりましたが、改めて市町村の実施状況を確認しましたところ、当初予算を上回る見込みとなったことから、2月定例会におきまして250万円の増額補正をお願いし、予算総額を3,750万円といたしました。この補正によりまして、市町村には全額補助をすることができましたが、市町村の一部で実績が見込を下回る結果となったことから、不用額が生じたものでございます。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。はい、18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい、18番お願いします。

まずあのレセプト点検についての再質問でございますが、これはあの「主要施策の成

果等の報告書」の13ページに出てありますが、療養給付費の適正化の状況でレセプト点検効果ということで、平成28年度は、2万3,913件の再審査をやったと、こういうふうな数が出てあるんです。不当利得の返還が53件で、241万977円が返還されたということになっております。ところが、2番目の療養費については、28年度6件で305件があって返還請求額が803万7,526円これは請求額ですので、実際に返還された額はどのくらいになるのかということが再質問です。

それから、いわゆるジェネリックの薬品については、これはデータヘルス計画を上回った成果を挙げたと聞いておるんですが、先程のデータヘルス計画の目標についてはどうかっていうことをお願いします。

それから、重複頻回の指導については、受診抑制にはつながってはいけないと思いませんけども、過剰投薬とかかえって薬を飲みすぎて、病気になるというような、そういう人が出てくると聞いております。そこで、訪問をして、栄養状態を聴くとかどんなお薬を飲んでいるのかとか、どういう治療を受けてるかっていうことを聴くのは、大変、この健康寿命を延ばすためには良い取組ではないかと思うんです。

このデータ、データヘルス計画に基づいて、粘り強く市町村と協議をしてまいりたいと答弁をされておりますが、保健、「主要施策の成果等報告書」の16ページによりますと、保健事業推進協議会が3回にわたって開かれまして平成29年の3月17日には、重複頻回受診者訪問指導について市町村からの意見を聴いて改善や運営の参考としたと書いてありますので、そこでいったいどういうふうな市町村から意見があったのかと言いますのは、先程も言いましたように、重複頻回指導は、成果書の14ページにありますように27年度5市町村、28年度5市町村と増えてないわけで、これを粘り強く増やしていけるいくということを言われておりますので、どういうふうな取組をされてるのかということをお聴かせください。

それから、歯科健診につきましては、28年度で初めて開始をしたということで、これも成果の報告書には、12ページのところに、受診率が6.26%とデータヘルス計画の目標である10%に足りなかったということでございますので、この受診率を増やすためにどのようなことをやろうと考えておられるのかということをお願いします。

○議長 以上ですか。

○中西議員 はい。

○議長 6点でよろしいでしょうか。質問事項は6点でよろしいでしょうか。

○中西議員 はい。

○議長 はい。暫時、休憩いたします。

[午後3時13分休憩]

[午後3時14分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。答弁願います。岡業務課長。

○業務課長 18番、中西議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目のレセプト点検の件数についてでございますけども、「主要施策の成果等報告書」の医療費の適正化に関する事務の療養給付費の状況レセプト点検効果について、過誤調整再審査の項目で、平成28年度の件数及び金額、平成27年度に比べて減少しているのはなぜかというところのご質問ですけど、この減少につきましては、平成28年4月の診療報酬改定で特定疾患療養管理料の算定条件が明確になり、査定の対象となるレセプトが減少したことと、一次審査での検査項目等について縦覧点検を行うことで、二次点検での査定が減少したものでございます。

つづきまして、成果報告書の不当利得の返還、平成28年度53件、平成27年76件につきましては、所得の変更等により、負担割合が1割から3割になった方について、2割の負担をしてもらうということです。他に限度額認定における限度額の変更により差額が出たものでございます。

つづきまして、療養費、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ適正化の状況の質問でございます。平成28年度施術所6件、申請書305件、返還請求額803万7,526円となっておりますが、そのうち5施術所の6件の申請につきましては、5万8,962円で請求し、その全額を返還されております。1施術所の299件の申請書につきましては、分納により返還されておまして、返還請求額797万8,564円のうち、平成28年度返還分82万2,000円については、全額返還されております。

つづいてジェネリックのデータヘルスの成果目標でございますけども、データヘルスの目標数値は平成28年度55パーセントで広域連合の成果につきましては、61.5%と目標達成となっております。

つづきまして、重複頻回受診者訪問事業についてでありますけども、実施市町村数のデータヘルス計画平成28年度目標数値は6市町村で、実施していただいたのが先程局長から言いました5市町になっております。重複・頻回訪問事業につきましては、現在充実した事業が出来ていない状況でございますが、重複・頻回をなくしていくことは、多量投薬を抑制し、医療費を適正化するとともに、多量投薬による健康被害をなくすといった観点からも重要な事業であると考えております。今後も引き続き市町村に協力を求めていくとともに、より良い方法がないか調査・研究してまいりたいと考えてございます。

つづきまして、歯科健康診査について、データヘルス計画成果目標達成していない状況でありますけども、平成28年度の成果目標値は10%、実績につきましては、3,026人の方に受診していただきましたが、受診率は6.26%で目標未達成となっております。今後の取組につきましては、引き続き広域連合のホームページへの掲載、県・市町村の広報誌への掲載依頼、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により、歯科健診の重要性を周知するとともに健診の意識を高めるための啓発方法を研究してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長 再々質疑ございませんか。ないですか。はい。

次に13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい、どうぞ。

○伊丹議員 13番。はい、13番、伊丹です。

それでは、議長の許可を得ましたので、質疑通告に基づき質問を行います。決算書の38ページ、39ページの特別会計歳入歳出決算2款 保険給付費、1項 療養給付費、1目 療養給付費についてお尋ねいたします。

この療養給付費につきましては、当広域議会でも平成28年8月定例会で平成27年度特別会計決算での質疑、それから平成28年2月定例会での平成28年度特別会計予算案での質疑でもとりあげられております。

いずれの場合も、増額について質疑があったわけなんですけれども、今回この決算書をみますと、14億あまり不用額として計上されております。この14億、不用額として計上された理由ですね、詳細にお聴きしたいと思います。

大きな要因はなんであったかということと、それに基づいて一人あたり、療養給付費と被保険者数の増減、これについてご説明いただきたいと思います。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 はい、事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13番、伊丹議員のご質疑にお答えいたします。

療養給付費見込と実績との差について、一人あたり療養給付費と被保険者数の増減と、増減の理由についてのご質疑です。

一人あたり療養給付費については、平成28年度当初予算計上時の見込は85万4,556円、実績は84万8,647円で、差はマイナス5,909円、差分の率はマイナス0.69%でございます。理由としましては、平成27年度において療養給付費を急激に押し上げたC型肝炎新薬が平成28年4月から市場拡大再算定が適用されることになって薬価が引き下げられたことが主な理由であろうと考えてございます。

次に、平成28年度の被保険者数については、年間平均となりますが、平成28年度当初予算計上時の見込は15万4,889人、実績は15万4,299人で、差はマイナス590人、差分の率はマイナス0.38%でございます。理由としましては、当初予算計上時において算定基礎としました被保険者数は、市町村から報告のあった住基データに過去の増減実績を加味して算出したものでございますが、実績と比較して伸びなかったことによるものと考えてございます。以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい、13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい、13番、伊丹です。

それでは、今の答弁に基づきまして、再質問を行います。

この 14 億不用額がでた主な原因は C 型肝炎の新薬の投入で、特例再算定において、ですね、薬価が大幅に下がったことだというご答弁ございました。

それですね、もし調査っていうんですかね。この C 型肝炎薬ハーボニーですかね、これが約 31% 値下げされたことによって、薬価が引き下げされたことによってですね、どのくらいのその調剤費の減少があったのか、もし調査っていうんか、お手元に資料あったら教えていただきたいのと、それから、この薬価の改定があったのはこの C 型肝炎薬だけではなくてですね、骨粗鬆症治療薬フォルテオ及びその類似品、加齢黄斑変性症薬アイリーア、及びその類似品等もですね、それぞれ 18.8% の引き下げ、それから 13% 引いただけとなっております。その他にも 10% から 15% 大幅に引き下げられた医薬品がございます。事務局の方ですね、それら個々の薬ですね、どのくらいのこの調剤費減少になったか、もしお手元に資料ありましたら、ご報告願いたいと思います。

○議長 はい。答弁願います。

暫時、休憩いたします。

[午後 3 時 29 分休憩]

[午後 3 時 30 分再開]

○議長 休憩以前に引き続き会議を開きます。答弁願います。

○事務局長 議長。番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13 番、伊丹議員の再質疑にお答えいたします。

C 型肝炎治療薬のその費用に関してですけれども、それは現在のところ調査できておりません。それと、その他の薬剤に関しての、効果っていうことなんですけれども、28 年度 4 月に薬価が下がった品目に関しては約 6,800 品目あるというふうなことでございまして、多くの薬剤の品目があるために、現在のところ、その調査はできておりません。以上でございます。

○議長 再々質疑ございませんか。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい、13 番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい、13 番、伊丹です。

やはり、薬価の引き下げ、この大幅な引き下げっていうのがですね、調剤費を減額している大きな要因だということがわかりました。

それで、広域連合に、まあ要望っていう形になるんですけども、今政府はですね、社会保障関連費とこの自然増をまでも抑えこもうとしております。私としましてはですね、社会保障関連費用は、自然に増える分は少なくとも財政措置をして確保するべきだと考えております。もし、社会保障費抑制を図るっていうのであればですね、このような高い薬価を引き下げる方向で、国は、施策を講じるべきだと思います。



といいますのも、皆さんご記憶にあるかと思うんですけども、ガン新薬オブジーボ、これがですね、諸外国と比べても非常に高い。アメリカの2.5倍、イギリスと比べると日本の薬価が7倍、こういった批判がありまして、政府はですね、薬価の大幅な引き下げを行ったわけです。この引き下げを行ったことは、私は、評価するものであるんですけども、まだまだですね、制度的に薬価が、高止まりしているって現状があると思います。まあ、制度的にですね、新薬創出等加算とかあるいは製薬会社が提示する異常に高い営業利率をですね、加味して薬価を決める、こういった制度上の問題があります。

ですからですね、まず国はですね、この薬価を引き下げようこういった制度を改めてさらに抑制を図るべきだと私は考えます。

そこで、広域連合にまあ要望って形になるんですけども、この後期高齢者医療保険の根拠法になっている高齢者医療の確保に関する法律の第3条に国の責務としてこう書かれています。国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。こう書かれています。

国に、この責務を果たすという意味ではやっぱり薬価のよりいっそうの引き下げってこういういった施策を講じるべきだと思います。

そこで、広域連合にまあ要望なんですけれども、高齢者の保険加入者の負担を下げるっていうこともあるんですけど、国に対してこの薬価のさらなる引き下げを求めてですね、加入者の負担軽減あるいは、まことにこちらの軽減を図っていくこの主旨でですね、さらなる薬価の引き下げを強く要望していただきたいということをですね、広域連合にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 11番。一般会計でも同じことなんですけど、お年寄りを年齢だけで区別するという、そういうことで、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視した差別医療制度ということで、私が所属する党も、私も一貫してこの制度に反対し、その廃止を求めて求めてきました。

また、この特別会計の方では、マイナンバーの決算も組み込まれています。そうした理由もありまして平成28年度の予算には反対した経緯があり、そういうことから、制度に反対して活動を繰り広げている以上、この決算認定には賛成することはできません。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。他に討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、認定第 2 号を採決いたします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、起立多数であります。よって、認定第 2 号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 10、議案第 8 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、起立全員であります。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 11、議案第 9 号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合の規約の変更について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がございませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第 9 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、起立全員であります。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 12、議案第 10 号「平成 29 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、起立全員であります。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 13、議案第 11 号「平成 29 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許します。18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18 番中西です。

今年は、30 年 31 年の保険料の改定をする年になるかと思っておりますので、平成 29 年度末の後期高齢者医療給付費の準備基金がいったいどのくらいになるか、平成 28 年度末は出てるんですけども、これどのくらいになるかということをお教え下さい。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 はい、事務局長、沖重樹君。

○事務局長 18 番、中西議員のご質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療給付費準備基金の平成 29 年度末の金額はどのくらいになるのか、とのご質疑です。

平成 29 年度において、基金の運用利息及び今回の補正予算で計上した保険料等負担金の剰余金を積立て、保険料上昇抑制の財源として当初予算額のとおり基金の取り崩しを行うとしますと、平成 29 年度末で約 13 億 6,800 万円の見込みでございます。以上でございます。

○議長 はい。再質疑ございませんか。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 はい、起立全員であります。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 14、議案第 12 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、西風章世君の退席を求めます。

当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 議案第 12 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、現在欠員となっております「広域連合議会議員のうちから選出する監査委員」として、新たに西風章世議員を選任致したく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。何卒、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 はい。以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第 12 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより、議案第 12 号を採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。3 時 55 分まで休憩いたします。

[午後 3 時 45 分休憩]

[午後 3 時 55 分再開]

○議長 それでは、休憩以前に引き続き会議を開きたいと思っております。

次に、日程第 15、一般質問を行います。13 番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい。

○伊丹議員 はい、13 番、伊丹です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療の財政を現役世代と別勘定で運営する制度で、高齢者が増え、医療費が増えるにつれて、高齢者の保険料がどんどん引き上げられていきます。健康な人も健康に不安を抱える人も、また老いも若きも、互いに支え合ってこそその社会保険制度です。しかし、健康上のリスクの高い高齢者だけを囲いこんで、別勘定にしてしまう後期高齢者医療制度は公的保険である社会保険として、大きな問題をもつ

た制度であるのではないのでしょうか。この制度は国が作ったものであります。そして、制度の持つ根本的な問題の解決は国が行うべきものです。後期高齢者医療制度を廃止して、元の老人保険制度にもどすとともに、国庫負担を抜本的に増額することを、国は早急に行うべきだと私は考えます。

高齢者が、安心して暮らせる社会を創ることは、政治の重要な責任です。とりわけ高齢化が進んでいる日本では、安心して高齢期を過ごせるかどうかは、全国的な問題として、ますます大事な課題になっています。しかし、国が、後期高齢者医療制度の抜本的な改革を図ろうとせず、高齢者に負担を押し付ける政策をとっているのが現状です。

この状況の下、広域連合が高齢者を守る防波堤となり、そのできる範囲で高齢者の負担軽減、特に社会保障の視点から、経済的に困窮している高齢者の負担軽減策をとるべきではないかと考えます。

この観点から、一般質問を行います。

1 つ目に保険料の滞納の問題です。全国的に保険料を払いきれない高齢者が、約 24 万人にのぼり、正規の保険証を交付されないケースが増えていると聞いています。また、有効期間が短い短期証に切り替えられた高齢者は、約 2 万 5 千人に達しているとも聞いています。長い治療を必要とするお年寄りが、安定的に医療にかかれない事態は、健康と命に係わる深刻な大問題です。そこで、和歌山県における後期高齢者医療保険の保険料の滞納状況について、次の 2 点お尋ねいたします。

2016 年平成 28 年度における滞納者数、短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付件数はどうなっているのか。短期証を発行するときの基準、短期証から通常の被保険者証を交付する場合の判断基準について伺います。

2 つ目に保険料減免の状況についてお尋ねします。平成 28 年度主要施策の成果等報告書 10 ページに記載の保険料 10 割減免の内訳を和歌山県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例第 19 条 1 項の各号ごとに説明を求めます。また、この保険料減免制度の周知はどのように行っているのかを伺います。

3 つ目に低所得者や、経済的困窮者への保険料減免措置について尋ねます。まず、保険料減免額のうち、国からの交付財源はいくらなのかを伺います。次に収入がない、あるいは非常に少ない恒常的な低所得者を、減免の対象に拡充する考えはないのかを伺います。以上、当局の答弁を求めます。

○議長 はい、当局より答弁願います

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、沖重樹君。

○事務局長 13 番、伊丹議員の一般質問にお答えいたします。

まず、保険料滞納状況について、2 点でございます。

まず、1 点目の「平成 28 年度における滞納者数、短期被保険者数と被保険者資格証明書の交付件数について」、とのご質問です。平成 28 年度における現年度分の滞納者数

は 1,233 人、短期被保険者証の交付件数は 277 人となっております。被保険者資格証明書  
の交付はございません。

次に、2 点目の「短期被保険者証を交付するときの基準、短期証から通常の被保険者  
証を交付する場合の判断基準について」、とのご質問です。短期被保険者証を交付する  
基準は、主に基準日より前 1 年間の納付済保険料額が基準日に納付すべき額の 2 分の 1  
に満たない者で、かつ、納付すべき額が 5 期以上である者でございます。短期被保険者  
証から通常の被保険者証を交付する基準は、主に被保険者が滞納している保険料を完納、  
又は納付済保険料額が納付すべき額の 2 分の 1 以上を満たした場合など滞納保険料が著  
しく減少したときでございます。

以上で、続きまして、保険料減免の状況について、2 点でございます。

まず、1 点目は「平成 28 年度主要施策の成果等報告書」10 ページに記載の保険料  
10 割減免の内訳を、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条  
例」第 9 条 1 項の各号ごとに説明を求めます」、とのご質問です。保険料 10 割減免の内  
訳としましては、条例第 19 条第 1 項第 1 号、火災は 5 件で 48,500 円、同項第 5 号、拘  
禁は 10 件で 332,800 円、合計 15 件で 381,300 円でございます。なお、同項 2 号から 4  
号については該当者はございません。

次に、2 点目「保険料減免制度の周知はどのように行っているのか」、とのご質問で  
す。保険料減免制度の周知につきましては、毎年、7 月頃に全被保険者へ送付する被保  
険者証に同封しているパンフレットや和歌山県後期高齢者医療広域連合のホームペー  
ジにおいて周知を行っております。

次に、低所得者や経済的困窮者への保険料減免措置について、2 点でございます。

まず、1 点目「保険料減免額のうち国からの交付財源はいくらいくらなのか」、と  
のご質問です。平成 28 年度保険料減免額につきましては、国の特別調整交付金の交付対  
象となる広範囲に発生した災害等の要件に該当するものがございませんでしたので、国  
からの交付財源はございません。

次に、2 点目の「収入がない、あるいは非常に少ない恒常的な低所得者を減免の対象  
に拡充する考えはないのか」、とのご質問です。後期高齢者医療制度には、低所得者  
に対する様々な保険料軽減措置が設けられており、収入がない等で減免の対象を拡充しま  
すと、減免分が、他の被保険者への保険料にも影響がございますので、現在のところ拡  
充する考えはございません。以上でございます。

○議長 はい。再質問ございませんか。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい、13 番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 はい、13 番、伊丹です。

滞納状況については、今ご説明あったとおり滞納者が 1,233 人うち短期証交付者が  
277 人資格証交付者が 0 人ということです。

資格証についてはですね、広域連合が発行しているパンフレットあるいは、ホームページを見ますと、保険料を1年以上滞納したら、資格証を発行して、いったん窓口で全額納めてもらいますよということが書かれています。

しかし、今ご説明のあったように0件となっています。このことについては、平成21年に厚生省の保険局長から、各都道府県後期高齢者医療広域連合長に通達が流れております。後期高齢者医療制度における被保険者資格証の厳格な運用の徹底について、この中にですね、資格証発行に関してこう書かれています。保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず保険料を納付しない悪質な場合であって資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って、資格証明書が交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方お願いいたします。こう書かれています。

当広域連合におきましてですね、この方針にのっとって資格証を発行していないということは私は高く評価したいと思います。要はですね、ここに書かれてあることは悪質な人でない場合でない限り、保険証取りあげとなるような、資格証を発行してはだめだよということで、逆に言うとはですね、和歌山県においては資格証発行者が発行が0ということはこの滞納者1,233人のうちに悪質な滞納者はいないということの証明だと思えます。

そこで、お尋ねするんですけれども、冒頭に申し上げましたように、この後期高齢者医療制度っていうのは、社会保障の制度であってしかも社会保険っていう制度はとっておりますが、私は所得が少ない、あるいはない、あるいは保険料をよう払わんさかい入らないっていうことは認められない強制加入の制度です。ですので、まあ言ったら、お金のない人、あるいは経済的に困っている人も入って、保険料を払わないといけない、いわば税に準じた制度です。そうであるならばですね、税金とるときの考え方として、応能負担いわゆる収入に応じて払うっていう考え方1つと、生活費には税金をかけないという事はあると思うんです。

しかしですね、後期高齢者医療制度は、応能負担はたしかに所得に応じて、ですから収入低い人には、それは0です。しかし、応益負担っていうのがありまして、これは所得にかかわらず払わないといけません。

後期広域連合のホームページ見ますと、保険料の試算っていうページがあって、収入入れる欄が3つあって年金所得と給与所得とその他の所得、ここに全部0、0、0と入れてもですね、年間の保険料が4,400円と出てきます。つまり、所得がまったくない人でも、4,400円払わないといけない。これはですね、先程言いましたように、応能負担とか生活費にかけるのはおかしいという、そういう原則に抵触するものではないかと思うんです。もちろん後期高齢者医療制度は、国の制度ですので、和歌山県で、別の制度をつくってやれないってことは、私、重々承知しております。

そこで、私が提案するのはですね、県独自のそういう経済的に困窮しとるための減免

制度をつくるべきではないか。しかし、先程答弁もありましたように、そうすることすると各市町村に新たな負担が生じるとか保険者間で不公平が生じる、そういったご答弁でございました。

しかし、そこで、公平とはどういったことかっていうことを改めて考えていただきたいと思うんです。はたしてですね、収入の少ない人から、保険料とるのが本当に公平なのか、私はそれは公平とは言えないと思います。収入のない人からはとらないというのが本当の公平ではないかと思うんです。

そこでですね、まず訴えたいのは、もちろん東京都の広域連合はやっとるように独自の減免、これは所得に応じて、その所得であれば、あの東京都の独自の減免措置が受けられる。こういったやり方をすべきだとは思いますが、そこにいくまでにですね、先程尋ねましたその広域連合の後期高齢者医療に関する条例にかかれてる減免措置ですね、これが1号から5号まであるわけです。先程の説明にもありましたとおり、5号は、これは、刑務所等に入っていて保険の適用を受けられない人、それ以外1号から4号はいわゆる災害とか、あるいは会社が倒産したとか、予期せぬ出来事で急に収入が激減した人に対するいわゆる救済措置ですね。しかしですね、本当に助けなくていけないのは、もちろんそういった人の救済措置が必要なんですけども、恒常的に所得の低い人、この人達に対してでもですね、あの軽減措置を図るべきではないかと思うんです。

実際、滞納している方ですね、がどういった人かってことに考えをちょっとおよぼして、考えてほしいんですよ。基本的に保険料徴収は普通徴収で年金からひかれます。しかし、なんで滞納が生ずるかという特別徴収の方がいらっしゃるからですよ。1年間年間の保険料が18万円未満の方、こういう非常に収入が少ない人から、納付書送りつけて払ってくれと、当然払えないわけです、払えない人が出てくるわけですね。その結果が1,233人の滞納者それから277人の短期被保険者、短期証の発行、そういった結果になってると思うんです。

そこでまずですね、私からの提案としましては、先程の条例にですね、その経済的な困窮による減免をしますよ、というそういう条項を、加えるべきではないかと思うんです。実際にこれに関しましては、兵庫県の広域連合は、その同じような条項の中にですね、被保険者の属する世帯の世帯主、又は、その属する世帯の他の世帯員である被保険者が死亡したこと、その他規則に定める理由により、その他の、その世帯の収入が規則に定める基準以下となったとき、こういった場合にですね、減免を行うと、このように書かれています。

先程減免措置の周知でどういう事を行っていますかという質問で、パンフレットとかっていうことはあったんですけども、多分答弁漏れておるかと思うんですけど、各市町村の窓口でもそういった周知徹底を図って下さいってことを言われてると思います。実際九度山町の担当課にお聴きしますと、そういった制度をもし必要な人にはちゃんと説明してますってことです。



ですので、そういった新たにですね、経済的困窮者を減免するというような条項を新たに条項のこの条項に1つ付け加えてですね、この短期被保険者証を交付となったら定期的に役場窓口に来ていただいて、支払いの相談をする形になると思うんですよ。そういった方にこういった、減免制度ありますよということで、本当に困っている人を、助ける必要があるのではないかと、それが本当の意味での公平ではないかと私は考えます。

そういった観点からですね、いわゆる東京都がやっているような一律にこの所得やったらこうなるということではなく、まず、この減免の条項の中に1つ経済的困窮者に対しては、減免を行う、こういった条項を加え、加えてですね、本当に、この現在生じ、いらっしゃる1,233人の滞納者、特に277人の短期被保者交付者ですね、安心して暮らせるように、そういった措置をとるべきではないかと思うのですが、この後期高齢者医療制度が、社会保険、社会保障の制度であること、それから、収入のない人から、お金を、保険料をとるのは本当に公平であるのかどうか、そういった観点から、あらためて、この件についてどういうふうにお考えか見解を伺いたいと思います。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 はい、事務局長、沖重樹君。

○事務局長 ただいまの一般質問の答弁でございます。

現在、広域連合、後期高齢者の医療保険に関しては、年々一人あたりの医療給付費は増えている状況があります。それと、様々な、現在でも独自減免という形で、独自軽減の制度が設けられております。それと、その制度を安定的に継続させるためにも、そういった独自の軽減制度を設けると、保険料、他の被保険者の保険料に影響が出るというふうに考えてございますので、現状においては、条例にそういった規定を設けるっていう考えは、持ち合わせてございません。以上でございます。

○議長 はい。再々質問はありませんか。

○伊丹議員 議長。

○議長 はい、13番、伊丹俊也君。

○伊丹議員 13番、伊丹です。

特に短期保険、被保険者発行が277人。この中にはまた支払できるようになった方も出てくると思いますので、全てがその対象になるかとは思わないですけど、私も計算とかしたわけではないんですけど、このうちの何人かの方をですね、軽減措置するのがですね、莫大な経費がかかるのかなと、新たに各市町村あるいは保険者にですね、耐えられないような負担を強いるのかどうかっていうのが非常に疑問なわけでありまして。

それでですね、日本もですね、貧困と格差っていうことが問題になってます。皆様も新聞で読まれたかと、ことはあると思うんですけど、生活保護の捕捉率っていうのがですね、日本は20%、つまりですね、生活保護を受けるような経済状況にもかかわらず、生活保護を受けていない人が8割もいると、そういう状況があります。それで本件の

ですね、この滞納者の中にもそういった方に該当する方がいらっしゃると思います。

それですね、やはり、そういった著しく所得の低い人に対する軽減措置っていうのが必要じゃないかと思うんです。現にですね、介護保険では、境界層軽減っていう制度があります。

要するに保険料を支払うことによって生活保護水準にまで落ちて、陥ってしまう人に対してはですね、生活保護を受けてるのではなくても、介護保険で、軽減を行うと、そういった制度があります。ですので、やはり、条例の中にですね、そういった経済的に困窮している人を、その支払いできるようになるまでの間助けるっていう意味合いで、そういった制度を設ける必要があるんじゃないかと改めて思う次第です。

それで、最後にお聴きしたいんですけども、私が冒頭で申し上げましたようにこの後期高齢者医療制度は、社会保障の制度であると思います。社会保障というのは、個人的リスクである病気、怪我、出産、障害、死亡、老化、失業などの生活事情の問題について貧困を予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために、国家又は社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護等の、社会的サービスを給付する制度、このように私は思っています。

それですね、そういった制度であるならば、そういった収入がない人、この強制加入の医療制度ですね、払いたくても払えない人にはやはり、保険料の免除などをとるべきだと思います。そういったことは決して、不公平なことでもありませんし、それにやはり必要なお金だと思いますので、そこはなんとか財源をやりくりしてですねやるべきだと思います。

そこで最後にお聴きしたいのはですね、この広域連合の方ですね、この後期高齢者医療制度は社会保障の制度であるかどうか、どのようにお考えなのか、その点を最後にお聴きして、私の質問を終わりたいと思います。

○連合長 番外、広域連合長。

○議長 はい、神出政巳広域連合長。

○連合長 再度のご質問にお答えをいたします。

議員ご提言のように、低所得者、そして経済的困窮者の方々への負担軽減っていうのは、本当によくわかるところでございますが、私どもといたしましては、現在後期高齢者医療制度の下で対応しておりますので、議員ご提言のように社会保障の制度ということは、充分私どもも同感でございます。

しかし、現在のルールで我々広域連合は運営してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 はい。これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、す

べて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝を申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛をいただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○連合長 番外。

○議長 はい、神出広域連合長。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、慎重審議をいただき、提出諸議案については、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後とも後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、尚一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方には、暑さ厳しくなる折、健康に十分留意され、益々ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これにて、平成 29 年 7 月 26 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 4 時 22 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 黒原章至

前 議 長 山本宏一

前 副 議 長 堀口晴生

署 名 議 員 久保隆俊

署 名 議 員 田代哲郎